



Title	韓国の障害学生のための文化芸術教育における動向：特殊学校芸術教科を中心として
Author(s)	金, 彦志; 方, 貴姫; 韓, 智怜; 韓, 昌完
Citation	琉球大学教育学部紀要 = Bulletin of Faculty of Education University of the Ryukyus(85): 167-179
Issue Date	2014-08
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/31934
Rights	

韓国の障害学生のための文化芸術教育における動向

— 特殊学校芸術教科を中心として —

金彦志¹⁾, 方貴姫²⁾, 韓智怜³⁾, 韓昌完^{4)*}

Trends of culture and art education for
persons with disabilities in South Korea

— Focusing on analysis of art subjects in special needs schools —

Eon-Ji KIM¹⁾, Gui-Hee BANG²⁾, Ji-Young HAN³⁾, Chang-Wan HAN^{4)*}

抄録

障害学生のための文化芸術教育が特殊学校において様々な形で実施されているが、障害学生のための具体的かつ長期的な支援策が設けられていないのが現状である。これにより学校現場での文化芸術教育活性化に困難があると言える。本研究では、障害学生の文化芸術に関する先行研究の考察と特殊学校における障害学生文化芸術教育の実態把握を通じて、今後の学校教育課程における障害学生文化芸術支援の方向に対する政策案を提示した。特殊学校文化芸術教育の実態調査では、韓国の特殊学校153校を対象に実施しており、音楽教科の場合、118校(77.1%)の担当教師181人が回答し、美術教科の場合、98校(64.1%)の担当教師154人が回答している。アンケート調査の結果をもとに、芸術教科担当教師の専門性の確保、芸術教科プログラムの多様性の確保、文化芸術教育環境の改善と専門人材のネットワーク構築など、特殊学校で適用可能なサポートの方向を提示した。

キーワード：特別支援教育、文化芸術教育、特殊学校の芸術教科

I. 序論

一般的に、社会が経済的、物質的に豊かになると、人々は精神的、文化的な豊かさを渴望するようになる。国の政策目標も社会福祉と文化芸術が重点方向となり、個々の文化的な生活への欲求も増加することになる。この意味で、文化芸術は、時代的に重要な話題であり、文化芸術享有は、現在一般的な生活の一部として定着しつつある。このような精神的、文化的ニーズとそれに伴う文化芸術への関心は障害者においても同様であり、文化的な生活と余暇生活の実現が国民の基本的権利の

一つとして認められている。そのような世界的な流れの中で障害者に対する文化芸術教育と享有を怠ってはならない。障害者も社会の構成員の一員として、文化芸術の生産者、享受者としての精神的、文化的欲求が満たされることによって、彼らの生活の質も向上させることができるからだ。

これを反映するように、最近、障害芸術家の文化・芸術に対する創作や表現活動に対する欲求が増加しつつあり、経済的支援と法律及び制度の充実を求める声が高まっている。障害芸術家に対する政策は、何よりも社会の一員として障害を持たない芸術家と一緒に活動できる機会を保障し、各々

¹⁾ HANSHIN PLUSCARE/カトリック大学外来教授 HANSHIN PlusCare

²⁾ 韓国障害芸術家協会/崇實大学兼任教授 Soongsil Cyber University

³⁾ 琉球大学大学院教育学研究科 Graduate School of Education, University of the Ryukyus

^{4)*} 琉球大学教育学部 University of the Ryukyus * 研究責任者 Correspondance : hancw917@gmail.com

の尊厳と価値を尊重される。文化的に同等な機会を提供するものである。そのためには、学校教育の段階においても障害学生への文化芸術教育に対する具体的な政策支援が必要である。

一方、文化芸術教育に関する変化は、特殊教育分野においても障害学生のための美術教育、音楽教育、体育教育、舞踊教育、国楽など様々な領域で影響を与えている。しかし、障害学生のための文化芸術教育の必要性があるにも関わらず、障害学生は彼らが持つ特性を理由に文化芸術を経験するのに多くの制限を受けてきた。また、障害学生にとって文化芸術教育は非常に重要な活動であるが、障害種とレベルに合わせた持続的かつ体系的な指導方法やプログラムの欠如が問題視されており、学校での音楽、美術などの文化芸術教育が長期に渡り、社会的アプローチに活用することができるように多様なプログラムの開発も急がれる。何よりも、障害学生に向けた効率的な文化芸術教育に対する具体的かつ実地的な案が用意されていないのが現状であり、これによって学校現場で困難を経験している実情がある。障害学生が自発的かつ積極的に参加できるよう動機を誘発して才能を開発できる文化芸術教育に対する方向性の提示が切実な問題である。したがって、本研究では障害学生のための文化芸術教育の意味、必要性、特殊教育課程における文化芸術教育関連内容の実態を文献やアンケート調査を通じて考察することにより、障害学生のための文化芸術教育の具体的な発展方向を提示する。

II. 理論的背景

1. 特殊教育における文化芸術教育の意味

1) 障害学生に対する文化芸術教育の意味

韓国の文化観光部と教育人的資源部は、2004年に文化芸術教育の活性化総合計画を発表した後、2005年12月「文化芸術教育支援法」の制定、「文化芸術教育活性化中長期計画」などの文化芸術教育に対する政策を持続的に推進してきた（文化体育観光部、2010）。ここで文化芸術教育の定義を見るとYeokak YUN (2003)は文化芸術教育とは、文化芸術、文化産業、文化財を教育内容にしたり、教育課程に活用する教育としている。教育科学技

術部(2011)では、文化教育と芸術教育を相互連携的、補完的な関係に設定した概念で芸術教育を通じた教育的価値が社会、文化脈絡ですべての国民の文化的な生活の質の向上と国の文化力強化を志向する教育としている。これは文化芸術教育学校と社会での芸術教育を通じて国民の文化芸術享受能力を高める教育だと定義できるだろう。

一方、2005年12月に制定された「文化芸術教育支援法」とは文化芸術教育が子供、青少年、地域住民だけでなく、社会脆弱階層まで支援できる総合的支援根拠を設けた。特に、文化芸術教育の基本原則で「障害」を明示することにより、障害者文化芸術教育支援に対する根拠を強固にした。また、「文化芸術教育活性化の中長期戦略(2007-2011)」では、4つの政策領域を設定して、15項目の政策課題を提示したが、障害者文化芸術教育と関連しては脆弱階層及び特殊施設文化芸術教育支援の強化に区分され、芸術の講師派遣事業と地域社会連携支援事業などで支援が行われてきた。このような文化芸術教育の関心と普及は障害学生の教育においても新たな分岐点となっている（教育科学技術部、2011）。

障害学生にとって文化芸術教育は、単に文化活動や芸術活動を増進させる役割にとどまらず、芸術や文化教育活動を媒介として障害学生の成長を誘導し、個々の均衡的発展と社会的統合を導き出すという次元からアプローチされなければならない。一般的に文化芸術教育は感じる事ができて楽しむことができ、才能を活かすことができる方法を模索することが望ましいとされる。また、言語的意思疎通に困難のある障害学生に非言語的な表現能力を開発して、創意的な意思疎通を可能にすることも文化芸術教育の重要な役割と言える。

障害学生に対する文化芸術教育の機会とその恩恵を妨げている大きな問題は、文化芸術関連施設に対する接近を遮る物理的な環境だけでなく、形式的で定型化された教育プログラムにもある。障害学生の感受性と感性を刺激する内容よりはリハビリ治療中心の文化芸術教育がより強調されてきたという背景から体験的な文化芸術教育が切実に必要であると言える。障害学生文化芸術教育を障害学生もまた、芸術を創造できる主体であり、才能ある潜在的芸術家として見る見方が今後必要と

なる。そのためには消極的で分離的な文化芸術教育政策から抜け出し、文化享有権の確保と文化芸術教育の機会提供、アクセス可能な文化芸術環境の整備が今後の政策支援においてカギとなるだろう。

総合的に見て、これから先の障害学生のための文化芸術教育は、文化福祉の概念を基盤に障害学生が文化芸術活動を自ら選択し、積極的な参加ができる教育の機会を保障する教育権としての、多様な統合的アプローチに対する試みが行われるべきである。、障害者に対する文化芸術教育を含めた障害芸術家に対する全般的な支援が同時に行われた時、真の社会統合実現を期待できるだろう。

2) 韓国の特殊学校教育課程での文化芸術教育の現状

韓国の特殊学校における障害学生のための文化芸術教育は、通常の学校と同じような教科の形で実施されている。教科としての音楽、美術教育は、創造性の育成、美的情緒涵養を主な目的としており、学生が文化芸術を創作して享有し、芸術を介して相互に交流し、理解する意味からすると、芸術教科は文化芸術教育と深い関連を持っていると言える。2011年の一部改正された特殊教育の教育課程での芸術教育の配当の基準は、〈表1〉の通りである。

現行の特殊学校教育課程の基本的な教育課程(教育科学技術部, 2009)で文化芸術教育と関わる教科では音楽、美術を中心に文化芸術教育関連内容を見てみると次のとおりである。まず、音楽教科は学生に様々な音楽的経験を提供し、音楽活動に必要な基本的能力と音楽性を養い豊かな音楽的情緒を涵養するように体系的に支援することに

より、音楽を生活の中で取り入れることができる土台を用意する教科である。教育課程では障害学生が能動的に学習に参加して楽しくて面白い音楽活動をできるようにし、基本教育課程との関連性も強化させた。また、音楽を感じて音楽の基本感覚と基礎機能を育てながら音楽経験の質的向上と多様化に向けて探求する一方、創意力を発揮し、能動的に表現して受け入れるよう指導することに重点を置いている。次に、美術教科は自律的で創意的な活動を通じて障害学生の情緒的安定感と審美感を養う芸術教科であり、様々な視覚イメージと美的活動を通じて自分を表現して他の人たちと意思疎通し、自分と世界を理解する教科であり、美術科教育を通して特殊教育対象者の審美的な態度を育成することで想像力、創意力、表現力を向上させ、社会的コミュニケーション能力を育てることができる。多様な芸術作品と視覚文化は自分を取り巻く社会を理解することができる手がかりを提供して、視覚・触覚・筋肉運動が含まれた表現活動は学生の学習動機を刺激して総体的な表現を通じて肯定的な自我像の形成を手伝う。

2. 先進国の文化芸術教育

1) スウェーデンの障害者文化芸術教育

スウェーデン政府は、福祉国家を目指す社会保障制度を設けるとともに高い水準の文化芸術環境を整備しようと努力してきたが、特に個々の表現の自由を保障し、文化施設の特定地域または、階層偏重を防止するための地方分散を文化政策目標の優先課題として設定した。また、個人の表現の自由を保障して、自由を全ての人が享受する環境を整備することに焦点を合わせて、国民一人ひとりが多様な文化芸術行事を経験すると同時に創意

〈表1〉 特殊学校基本教育課程内芸術教育時間(単位)配当基準

区分	初等 1-2学年	初等 3-4学年	初等 5-6学年	中等 1-3学年	高等 1-3学年
芸術(音楽/芸術) 教科授業時間数	256時間	272時間	272時間	306時間	18単位
総授業時間数	1,680時間	1,972時間	2,176時間	3,366時間	204単位

出典:教育科学技術部(2012)、2012特殊教育教育課程

力を養うことだけではなく、すべての人が文化芸術生活に参加できる機会を提供しようと努力している。

スウェーデンの学校教育では、創意的活動が能動的な学習の必須要素という認識に支えられ、2009年に児童及び青少年に対する文化芸術生活権利を重点的内容とする文化政策目標を採択し、多様な文化芸術教育を実施している。2011年以降、毎年約240億ウォンを義務教育課程の芸術教育プログラムに支援しており、学生の公演、博物館の観覧支援、文化団体所属の芸術講師の教育活動支援、学校や文化団体間の協力セミナーなどを支援している。

スウェーデンでは、障害者のための文化芸術支援政策の必要性への関心を持続的に増大させてきた。すべての国民に表現の自由と創意的な機会を保障することで、国民が文化芸術生活に参加して自らが創意的な活動に関心を持って経験すること、文化芸術教育を向上させることを目標に障害者にも様々なプログラム提供を通じて文化芸術的な恩恵を享受することができるように確立してきた。例えば、視覚障害者のためのオーディオブックの発刊とレコード図書館の設立、聴覚障害者のための手話演劇活動、手話通訳員養成などを実施している。また、スウェーデンで最も代表的な芸術団である国立芸術団の中に所属している手話劇団は聴覚障害者に向けて手話を使用して公演をしており、手話教室及び手話演劇教室も運営している。1960年以降にスウェーデンが統合教育を提唱し、その代表的な例が国民高等学校である。国民高等

学校は入学や卒業にどんな資格や制限もなく、家庭的な雰囲気教師と学生が共に、専門教育がなく、枠にとらわれない自由な教育を受ける。スウェーデン全土に150余りの学校があるが中等学校以降の青少年及び成人向けプログラムを実施しており、スウェーデン文化芸術活動の重要な役割を果たしている。国民高等学校は、障害を持つ青少年及び成人が文化芸術を通じて完全に統合することができる環境を用意しているが、デザイン、芸術、文学分野と接したり、音楽、造形美術などの特別な芸術教科を簡単に利用したりすることができ、誰でも自分が望む芸術活動を楽しんで学ぶことができる。

もう一つ、1992年に設立されたスウェーデンのリニア芸術学校は、知的障害者のための芸術専門教育機関である。自閉児の親が設立した芸術学校で、現在は運営費の50%が中央政府から支援であり、残りの50%は地方自治団体の後援を受けて運営している。高校卒業後、3年間の専門的な芸術教育を受られるが芸術講師は全て専門のアーティストで構成されており、学生は、毎年ストックホルムのギャラリーで展覧会を行う。展覧会では、障害の有無については公開せず、隣近のヨーロッパの作家たちと同じ立場で展示している。リニア芸術学校のプログラムは、ドローイング、陶器工芸品、グラフィックアート、音楽、文芸創作科で構成されており、支援以後、2週間学校で制作活動を実施した後、これを評価した結果で入学の可否が決定される。リニア芸術学校の卒業生の内、専門アーティストとしての活動を希望する障害者

〈表2〉 スウェーデン国民高等学校プログラム例示

プログラム	内 容
一般教育課程	スウェーデン高等学校課程
治療教育課程	心理治療課程
障害者補助員課程	障害者のための全般的サービス支援体系を学ぶ課程
写真学科	写真の基本と技術を身につける課程
宣教課程	アフリカ宣教のために言語習得と奉仕活動の実施
特殊課程	学習不振や障害、成人のための再教育課程
芸術課程	絵や造形美術を専攻する課程

出典：Hyun-jung CHOI (2010), スウェーデンの障害者政策と文化福祉

は、ストックホルムの芸術財団に志願することができる機会が与えられ、ヨーロッパ全地域にネットワークが構築されて展覧会の開催や作品交流を活発に行うことができ、専門のコーチの指導も継続的に支援を受けることができる

2) 日本の障害者文化芸術教育

日本の障害者の文化芸術政策の特徴は、障害の有無よりも芸術に重きを置いて展開されていることである。つまり、福祉のマインドから脱して芸術そのものに新たな意味を付与して芸術と社会参加の関係を拡大させる動きが日本では盛んに行われている。このような観点から始まったものがエイブルアート運動である。エイブルアート運動は、1994年日本障害者芸術文化協会が設立されたのが始まりで、2000年には「able art japan」に名称を変更し、エイブルアートの精神を全国の一般市民と共有するために、新たなネットワークを作り、現在は民間非営利団体 (Non-Profit Organization) に法人を設立して事業を推進している (Gui-hee BANG ら, 2012)。

2008年、日本の厚生労働省と各自治体では、障害者の自立と社会参加のための文化芸術活動の政策を発表したが、その一つ目は才能のある障害者の発掘と支援である。このためには、障害者が才能を発揮できる環境を整備しなければならず、障害者が容易に芸術と文化に接することができるアクセス圏を確保するために、学校教育における様々な文化芸術教育に関する分野を強調した。二つ目は、このような才能のある障害者が社会で才能を発揮できる機会の提供である。三つ目は、社会的な支援体制の構築に障害芸術家を支援する人材育

成と支援団体創設にも力を注いでいる。

日本は障害者の自立と社会参加のための文化芸術政策に支えられ、学校教育でも美術、音楽などの教科と特別活動、自立活動領域で多様な文化芸術教育を実施している。小学校の音楽教科の目的は、表現及び鑑賞の活動を通じて、音楽の興味と関心を持って、音楽の美しさや楽しさを感じるものであり、図画工作教科の目標は、初歩的な造形活動を通して造形表現への興味と関心を持って表現の喜びを感じることである (文部科学省ホームページ)。

さらに、日本の特別支援学校の一つである筑波大学附属視覚障害特別支援学校の高等部音楽科は、視覚障害者の音楽専門教育機関として音楽の基礎から専門的な知識まで指導している。音楽を専門的に勉強する学生の実技指導はもちろん、音楽を通じた社会とのコミュニケーション、趣味や教養としての音楽など、幅広いカリキュラムを持って教育を実施している。入学に年齢の制限はなく、教育課程は〈表3〉の通りである。

また、1909年に設立された国立聾学校の筑波大学附属聴覚障害特別支援学校の場合には、高等部専攻科にビジネス情報科、造形芸術科、歯科技工科を設置して運営しているが、造形芸術科は国立聾学校の中、ここにしかない。造形芸術科は、美術コース、デザインコース、生活造形コースに分類されているが、美術コースでは、水彩画、油絵、版画の表現技法を主な内容としてアクリルやコンピューターグラフィックのような現代的な技術に関する知識も学ぶことができる。デザインコースでは、色と形の基本的な平面や立体デザインを学びながら作品を製作してデザイン展に出品する。

〈表3〉筑波視覚障害特別支援学校高等部音楽と教育内容

一般教科	必修教科	国語総合、世界史、現代社会、数学基礎、理科総合、保健、体育生活技術、英語、ライティング、自立活動、情報、総合的学習
	選択教科	国語表現、国語基礎、現代文、古典、英語、ライティング、リーディング、自立活動、情報
音楽専門教科	必修教科	音楽理論、音楽史、演奏法、ソルフェージュ、声楽、器楽、作曲
	選択教科	演奏研究、器楽、作曲、民族音楽概論

出典：日本筑波視覚障害特別支援学校ホームページ

生活造形コースでは、染色や織物、手芸、布の作品制作を中心に学習し、公募展出品とファッションショーの参加を通じて専門技術とデザイン感覚を身につけることができる。

Ⅲ. 韓国の特殊学校文化芸術教育の実態

1. 研究方法及び対象

特殊学校文化芸術教育の実態を把握するため、全国特殊学校芸術教科（音楽、美術）に対する実態調査を実施した。特殊学校文化芸術教育実態調査は全国特殊学校162校中、幼稚園の課程を運営する9校を除いた153校を対象に実施した。音楽教科の場合は153校中、118校（77.1%）の担当教師181人が回答しており、美術教科の場合は153校中、98校（64.1%）の担当教師154人が回答した。アンケート調査は2013年5月から7月にかけて行なった。

2. 音楽教科運営の実態

1) 回答者の一般的事項

調査に参加した特殊学校153校中、118校（77.1%）の音楽教科担当者181人の性別構成比を見ると「女性」73.5%、「男性」26.5%だった。音楽教科担当教師の教育経歴は、「5年未満の経歴者」38.7%、「5年以上～10年未満」27.6%、「10年以上～15年未満」17.1%、「15年以上」16.6%だった。回答者中62.2%が「正規職」として勤務しており、37.7%が「非正規職」であることが分かった。「調査対象者が所持している資格証」を問う質問には、全体の48.6%が「特殊教師資格証を所持している」ことが分かった。次に「特殊教師と一般の教員免許の両方を所持している」場合は36.5%、「音楽関連専攻に一般の教員免許を所持している」場合は14.9%だった。

〈表4〉 調査対象者の人口学的特性

区 分		人数／(人)	比率／(%)
性 別	男	48	26.5
	女	133	73.5
年 齢	20代	47	26.0
	30代	72	39.8
	40代	42	23.2
	50代以上	20	11.0
経 歴	5年未満	70	38.7
	5年以上～10年未満	50	27.6
	10年以上～15年未満	31	17.1
	15年以上	30	16.6
勤務形態	正規職	112	62.2
	非正規職	68	37.7
	その他（無回答）	1	0.1
資 格 証	特殊教師資格証	88	48.6
	一般教師資格証（音楽専攻）	27	14.9
	特殊教師+一般教師資格証	66	36.5

2) 音楽教科運営に関する事項

一週間当たりの音楽教科時数は「2時間」が最も多く、年間では「68時間」が最も多かった。各学校別音楽教科担当教員数は「1人」が最も多く50人が回答した。「2人」と回答した学校に勤務する担当者が40人、「3人」と回答したのが32人であった。音楽教科を実施する運営場所について調査した結果、全体の63.5%が「特別室（音楽室）」で授業を実施していることが分かった。特別室ではなく「一般教室」を利用する場合は29.2%、「その他の場所」は7.2%だった。その他の中には、「科学室兼音楽室」、または「担当教師が常駐している教室」など「音楽授業のための準備が整った場所がない場合」や「学校施設の状況によって運営」となっていることが分かる。音楽教科の授業に必要な楽器の保有について見てみると、「鍵盤楽器」が22%で最も一般的に保有していることが分かっており、次に「リズム楽器」20.6%、「打楽器」20.5%、「国楽器」17.8%、「弦楽器」7.9%、「木管楽器」6.9%、「金管楽器」2.8%、「その他」1.5%があげられた。その他の場合は「音楽治療関連の楽器」、「バンドの楽器（ギター、ドラム、ベース）」、「各種オルフ楽器」または「ハンドベル」などの音楽の特性化プログラムの運営に使用する楽器を保有していることが分かった。

音楽教科担当教師が現在指導している学生の障害種を調査した結果、「知的障害」45.5%、「自閉性障害」18.5%、「肢体障害」11.9%、「情緒・行動障害」11.6%、「視覚障害」4.2%、「聴覚障害」3.9%、「発達遅滞」3.2%、「コミュニケーション障害」0.6%、「学習障害」と「健康障害」がそれぞれ0.3%があげられた。指導学生の大会参加経験に対する調査の結果、回答者の64.6%が「大会

に参加した経験がある」ことが分かった。「校内外の発表会」34.9%、「障害者芸術大会」19.4%、「非障害者芸術大会」7.1%、「その他」3.2%があげられた。音楽教科担当教師が指導学生を引率して参加した大会の回数を調査した結果「年間1回以下」が78.5%となった。

3) 音楽教科担当教師の認識

音楽教科の運営の問題点について質問した結果、回答者の31.3%が「行政的・財政的支援が不足」と認識していることが分かった。次は、教科の運営に必要な「人材不足」と「教科に対する認識不足」がそれぞれ25%、「担当教師の専門性不足」12.5%、「その他」6.3%となった。

音楽教科担当教師の適性に対する認識調査の結果、全体の65.2%が音楽教科担当教師は「音楽分野を専攻した特殊教師資格証所持者」がしなければならないと考えていることが分かった。次は「特殊教師資格証所持者」13.5%、「一般教師（音楽）資格証所持者で特殊教育研修を修了した者」11%、「文化芸術音楽分野を専攻した者」8.3%、「その他」1.7%となった。これは音楽教科担当のための教師の適正として音楽分野を専攻した教師が必要であると感じているということである。

調査対象者のうち、過去1年間、特殊教育研修以外に文化芸術教育関連の研修に参加した経験があるか尋ねた質問に、全体の79.6%が「参加した経験がない」と答えており、「参加した経験がある」と答えたのは20.4%だった。文化芸術教育関連の研修に参加したことがあると回答した対象者中55.8%が「職務研修」を受け、残りの44.2%が「自律訓練研修」を受けたことが分かった。研修の時間は平均「30時間」であった。

〈表5〉音楽教科の運営における問題点

区 分	人数／(人)	比率／(%)
行政的・財政的支援の不足	5	31.3
担当教師の専門性不足	2	12.5
教科の運営に必要な人材不足	4	25.0
文化芸術教育の教科に対する認識不足	4	25.0
その他	1	6.3

音楽教科の運営において最も補完されるべき事項について問う質問に回答者の39.8%が「教育課程及びプログラムの開発」と回答しており、次に「担当教師の養成及び教育」23.9%、「行政・財政的支援体系の確立」25.2%、「教科に対する認識改善」11%順となった。

3. 美術教科運営の実態

1) 回答者の一般的事項

調査対象153校中、98校(64.1%)の美術教科担当者計154人がアンケート調査に参加しており、回答者の性別構成比を見ると「女性」81.2%、「男性」18.8%で男性に比べて、女性が占める割合が高かった。美術教科を担当している教師の特

〈表6〉音楽教科運営の補完事項

区 分	比率/(%)
教育課程及びプログラム開発	39.8
担当教師の養成及び教育	23.9
行政・財政的支援体系の確立	25.2
音楽の教科に対する認識改善	11.0
計	100

〈表7〉調査対象の人口学的特性

区 分	人数/(人)	比率/(%)	
性 別	男	29	18.8
	女	125	81.2
年 齢	20代	42	27.3
	30代	51	33.1
	40代	41	26.6
	50代以上	20	13.0
経 歴	5年未満	64	41.6
	5年以上～10年未満	28	18.2
	10年以上～15年未満	27	17.5
	15年以上	35	22.7
勤務形態	正規職	92	59.7
	非正規職	62	40.3
資 格 証	特殊教師資格証	86	55.8
	一般教師資格証 (美術関連専攻)	14	9.1
	特殊教師+一般教師資格証	54	35.1

特殊教育の経歴は、「5年未満」41.6%と最も高い割合を占めており、次に「15年以上」22.7%、「5年以上～10年未満」18.2%、「10年以上～15年未満」17.5%となった。調査対象の勤務形態は、59.7%が「正規職」であり、残りの40.3%が「非正規職」であることが分かった。調査対象者が所持している資格証を問う質問には、回答者の半数以上である55.8%が「特殊教師資格証を所持している」と回答し、「特殊教師と一般教師資格を全て所持している」場合が35.1%、「美術関連の専攻に一般教師資格証を所持している」場合が9.1%となった。

2) 美術教科運営に関する事項

一週間当たりの美術教科時数は「2時間」が最も多く、年間では「68時間」が最も多かった。各学校別、美術教科担当教師数は「1人」が最も多く48人が回答した。「2人」と回答した学校に勤務している担当者が33人、「3人」と回答したのが31人であった。美術教科を実施する運営場所について調査した結果、全体回答者の47.4%が「学級教室」で美術教科を進めていると答えており、「特別室」または「美術室」44.8%、「その他」7.8%だった。その他の中には、「工芸室」や「日常生活訓練室」、「担当教師が常駐する教室」という回答があった。

美術教科の授業に必要な美術道具の保有について調査した結果、「絵画」が全体の35.5%で最も多く、次に「工芸」24.8%、「彫塑」14.8%、「陶磁器」14.1%、「木工芸」7.5%、「その他」3.2%であった。その他の場合は、「書道」または「版画」、

「カメラ」、「デザイン」、「印刷機（プロッター）」、身の回りにあるものなど美術に関連する道具を保有し、必要に応じて簡単に購入できる材料を教科運営に活用している。

現在、美術教科担当教師が指導している障害学生の障害種を調査した結果、「知的障害」が46.8%で最も多く、次に「自閉性障害」19.5%、「肢体障害」11.7%、「情緒・行動障害」10.6%、「視覚障害」4.3%、「聴覚障害」3.6%、「発達遅滞」3.2%、「学習障害」9.4%があげられた。

美術教科担当教師が指導している学生の美術関連大会に参加経歴について調査した結果、全体の68.6%が「大会に参加した経験がある」ことが分かった。学生たちが参加した大会の種類を見ると32.7%で「障害者芸術大会」が最も多く、「校内外の発表会」29.4%、「非障害者芸術大会」6.5%となった。

3) 美術教科担当教師の認識

美術教科の運営において担当教師が教科の運営が円滑でないと感じる理由について質問した結果、全体回答者の28.8%が「教科に対する認識不足」と回答し、次に「行政的・財政的支援の不足」26.8%、「担当教師の専門性不足」19%、「教科の運営に必要な人材不足」13.1%、「学校と保護者の関心不足」1.2%、「その他」11.1%となった。美術教科運営の問題点へのその他の中には、「美術教科配当時数不足」、「障害学生の特性に応じた教科運営の困難」、「学校長の偏向的な運営方針」などの意見があった。

美術教科担当教師の適性に対する調査対象者の

〈表8〉美術教科の運営における問題点

区 分	人数／(人)	比率／(%)
行政的・財政的支援の不足	41	26.8
担当教師の専門性不足	29	19.0
教科の運営に必要な人材不足	20	13.1
文化芸術教育の教科に対する認識不足	44	28.8
学校と保護者の関心不足	2	1.2
その他	17	11.1

〈表9〉美術教科運営の補完事項（複数応答）

区 分	比率／(%)
教育課程及びプログラム開発	38.5
担当教師の養成及び教育	17.6
行政・財政的支援体系の確立	26.8
文化芸術教科に対する認識改善	16.9
計	100

認識をみると、対象者の半数以上の61%が「美術の分野を専攻して特殊な教員免許を所持している教師が美術教科を担当しなければならない」と回答した。その次には、「特殊教師の資格所持者」23.4%、「一般教師（美術）の資格所持者で一定の特殊教育の研修を修了した者」7.1%、「美術分野を専攻した者」4.6%、「実技及び職業リハビリテーションを専攻した者」1.3%、「その他」2.6%となった。

調査対象者のうち、過去1年間に特殊教育研修以外に、「文化芸術教育関連の研修に参加した経験があるか」を尋ねた質問に「参加した経験がある特殊教師」は全体の31.2%となった。「文化芸術教育関連の研修を受けたことがある」と回答した対象者のうち50.9%が「自律訓練の研修」を受け、残りの49.1%が「職務研修」を受けたことが明らかになり、各研修時間は、平均「30時間」であった。

調査対象者が認識している美術教科のプログラムの補完事項として、全回答者の38.5%が「教育課程及びプログラムの開発が補完されなければならない」とし、次に「行政・財政的支援体系の確立が必要である」26.8%、「担当教員養成及び教育」17.6%、「認識改善」16.9%であった。ほとんどの担当教師が美術教科のプログラム運営において、障害学生が多様な美術教科の分野を体験できるように「基本的な教科の体系及び教科内容の質的改善が必要」であり、そのための「行政的・財政的支援」が確率されなければならないと認識していることがわかる。

IV. 結論および提言：韓国の特殊学校文化芸術教育の支援策

1) 芸術教科担当教師の専門性確保

芸術教科担当教師の勤務形態を分析した結果、非正規職教師が美術は40.3%、音楽は37.7%と少なくない割合を占めていた。非正規職教師としては、長期的な計画を立てて、責任ある芸術教育を運営していくのは難しい。したがって、安定的に芸術教育が実施されるように、非正規職教師の割合を減らす必要がある。芸術教育は他の教科に比べて専攻が非常に重要な教科である。調査の結果、芸術教科を専攻して関連する資格を持っている教師が美術は9.1%、音楽は14.9%で、特殊教師の資格と芸術専攻の資格を一緒に持っている教師は美術35.1%、音楽36.5%であった。美術教科は55.8%、音楽教科は48.6%が芸術に関連する専攻をせずに、特殊教師の資格だけ持っている教師が障害学生の芸術教育を指導しているのだ。美術教科が音楽教科に比べ専攻者がより少ないことは、音楽の場合、楽器などの使用のために専攻していない教師が音楽の授業を行う際の限界と負担が作用したものであると現場の調査結果から推察される。

芸術専攻した教師の授業では、芸術活動がより活性化されるという原則は明白であり、専門教科には、その専門の教師がつくことが望ましいのではないか。しかし、特殊教育も専門領域であり、芸術を専攻した教師は、障害に対する知識と経験が少ないため、障害学生の教育にまた別の難しさがある。

一方で、芸術を専攻していない芸術教科担当教師には、芸術教科の研修が定期的に必要である。

アンケート調査で、文化芸術関連の研修に参加したことがあるかどうかについての質問に、音楽教師は20.4%、美術教師は31.2%だけが「研修を受けた経験がある」と答えた。毎年様々な芸術教科に関するコンテンツが開発され、多様化されている中で、芸術教科担当教師の定期的な研修が不可欠であり、プログラムの研修だけでなく、地域社会の文化芸術団体との連携方法、才能のある学生への支援方法の研修も含まれていなければならない。

今回の調査から芸術を専攻していない教師に対して、芸術に関する研修の限界も垣間見えた。したがってここでは、芸術専攻者を対象とした特殊教育研修の一定期間の任用を提案したい。

音楽、美術などの芸術を専攻した学生の場合、大学卒業後の就職が容易ではなく、特に芸術の場合、専攻分野に就職するのはさらに難しい。これらの学生に国立教育院などの特別な教育研修機関が主管となって、特殊教育に関連する研修を実施し、インターンシップを経て、特殊学校で芸術の教師として配置するなどの方策が積極的に検討される必要がある。

芸術教科は前述したように、専門性が非常に重要となる教科であるため芸術専攻教師が特殊教育の研修を受けて教育にあたることによって、より質の高い芸術教育が可能になるであろう。

2) 芸術教科活性化のための環境改善

美術教科の実施場所を調査した結果、美術教科を運営する場所は美術室が44.8%、音楽室が63.5%であったが、音楽室が美術室よりも多いのは音楽授業の場合、楽器の演奏や合唱などで大きな音が響くため、防音のできる音楽室を使用していると考えられる。音楽室の場合、防音の問題もあるが、鍵盤楽器、打楽器などかさばる物が多く、毎回の授業時間ごとに音楽道具を持って動かすことは困難が多い。したがって、すべての学校にスペースを確保して専用の音楽室を設置する必要がある。美術教科の場合、一般的には教室でも授業が可能であると考えられている場合が多いが、障害学生の特性を考慮すると、音楽の教科と同様に専用の美術室が必要である。障害学生の場合、絵を描いたり作ったりするなどの静的で平面的な作業では

なく、感覚を刺激し、活発に動き、様々な材料の探索と興味を育てることが重要である。そのためには、自由に身体活動をしながら、感覚的に材料を活用することができる安全な場所が必要となる。

一方、教材教具においては、美術教科の道具として「絵画に関するもの」35.5%で最も多く、美術授業が平面的に行われていることを知ることができた。音楽教科の道具は、「鍵盤楽器」22%、「リズム楽器」20.6%、「打楽器」20.5%であった。学習資料と関連する教員の他の意見にも学習教材の購入のための予算の増大と多様な学習教材の購入が可能ないように自由化を求める意見が多かった。また、芸術教科担当教師が特性化プログラムまで担当するのは難しい部分が多いので、文化芸術講師派遣や才能寄付などを通じて、優秀な学生への支援がされなければならない。

大会への参加経歴に関連して、芸術分野では32.7%が障害者芸術大会に参加した。音楽分野では、障害者芸術大会の経験が19.4%とあった。美術に比べて少なかった理由は、障害者の音楽コンテストが少ないからである。非障害者の芸術大会参加経験は、美術「6.5%」、音楽「7.1%」と非常に低調だが、その理由は、非障害者芸術コンテストに参加するための制度的準備が不足し、まだ非障害者芸術コンテストで障害学生を収容することができる環境も用意されていないからである。

このように、障害学生が才能を発揮して認められ、自信を持つことができる大会が非常に不足している。特殊学校の芸術教育が低迷している理由の一つも、これらの芸術の才能を発揮できる機会がないことである。体育教科では、パラリンピックのように確かな目標がある。全国障害者体育会、全国障害学生体育大会及び種目別競技大会などもあり、大会を通じて競技力が向上し、スポーツ選手養成が可能である。しかし、障害者芸術の場合はそのような大会が少ないため動機付けもなく技術的に向上する機会もなく、熱心に準備するための努力を払っていない。したがって、障害学生が参加できる大小の障害者芸術コンテストを用意する必要がある。それに伴い、特殊学校でも大会出場のために学生を奨励するような変化も期待される。

<p>1</p> <p>制度的 支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術教科（音楽／美術）の時数確保 ・文化芸術教育プログラム領域別研究及び開発:文化芸術享有／才能開発 	<p>2</p> <p>教育環境 改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家養成 ：コーディネーター配置 ：芸術研修の体系化／芸術専攻教師に対する特殊教育に関する研修義務化 ・専用の美術／音楽室設置 	<p>3</p> <p>支援体系 構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術教育重点特殊学校選定 ・地域内の文化芸術関連機関とのネットワーク構築 ・障害学生芸術高等学校設立
---	--	---

〈図1〉 韓国の特殊学校文化芸術教育の支援策

3) 芸術教科プログラムの多様性確保

アンケート調査で芸術教科の運営での改善点に関する質問に美術は38.5%、音楽は39.8%が教育課程やプログラム開発のための補完が必要だと回答した。自由記述でも障害種や特性に応じたプログラム開発の必要性、才能開発、雇用関連のプログラムや趣味や興味に関連するプログラムの分類化、学習教材の開発などのニーズが高かった。学生を直接指導するプログラム以外に、芸術鑑賞を通じた音楽や美術鑑賞など、文化芸術体験の必要性も浮上した。このように、現在の芸術教科を担当している教師の芸術専攻者が少なく、芸術教科に関連する研修が少ない問題を解決するために、様々なプログラムに関連するマニュアルやワークシートを作製し、普及すれば、学校現場での様々な芸術的試みが行われることだろう。それに伴い、学校間の芸術教育における偏差も減らすことができると期待する。また、各地域の教育委員会や特殊教育支援センターを中心に地域の文化芸術関連機関を発掘し、連携することができるシステムの構築も必要である。障害特性に応じたプログラム開発と拡大のために、プログラムを多様化し、これを障害学生に教育することができる専門家の養成などを体系的に実施する必要がある。

4) 芸術教科に対する認識の変化

今回の調査で芸術教科運営と関連して「よく運営されている」または、「通常である」と肯定的

に回答した教師が美術は83%、音楽は87.8%と多く見られ、特殊学校現場の芸術教師は、障害学生の特性とニーズを反映しながら、熱心に指導していることがわかる。一方、芸術教科運営の問題についての質問では、美術の場合、「文化芸術教育に対する認識不足」28.8%、「行政・財政的支援の不足」26.8%があげられ、音楽の場合は、「行政・財政的支援の不足」31.3%、「文化芸術教育に対する認識不足」25%、「教科運営に必要な人材の不足」25%があげられた。現場調査では、労働力の不足に関連して芸術教師の専門性と人材補充について表明している教師が多かった。

行政・財政的支援の必要性は、障害学生文化芸術教育のための学校と地域社会の関心が必要であり、希望するアートプログラムがあったり、優秀な学生を発掘した時、ワンストップでのインフラを接続することができるシステムが構築されるべきである。

これは、各特殊学校が自主的に管理するには難しさがあるため、特殊教育支援センターや各地域の特殊学校での文化芸術教育拠点の学校を指定し、文化芸術教育関連コーディネーターを配置することなどが考えられる。一方、一般学校にスポーツ講師が派遣されており、特殊学校にもスポーツ専門の講師が派遣されている。文化芸術講師制度を作り、インフラを集めて教育し、必要な特殊学校に派遣して障害学生が質の高い芸術教育を受けられるようにする新しい方策が必要である。現在、

特殊学校のほとんどが芸術教科を非専門家が担当しており、教科教科の中で様々な芸術教育を実施するのに困難が多い。短期的に見れば文化芸術講師を派遣することで専門性の一面は補うことができる。

長期的には、障害学生の文化芸術教育を重点に置く学校を運営する必要がある。特殊学校の現在の芸術教育のプログラムでは才能のある芸術家を養成することが難しい。これは、通常の学校の場合は、プロの芸術家を養成するための芸術専門高等学校が運営されている。このように芸術の才能がある障害学生のためにも、障害学生の芸術教育を重点的に支援する学校を運営する必要がある。特殊学校の中から障害文化芸術教育を行う学校を指定し、そこに政府から重点的に支援がなされる必要がある。障害芸術家、芸術教育の事例調査から現れたように、現在障害学生の芸術教育の場合ほとんどが私教育に依存している。保護者の教育費負担を軽減し、専門的な芸術教育を受けられるように芸術重点学校において芸術家の養成に必要な教師や機器などのすべてのサポートを体系的に提供することが必要である。

参考文献

- 1) Jong-in KIM, Won-kyeong KIM, Jung-wook GO, Yi-pyo OH (2009), 「障害児童青少年生活の質の向上のための支援策研究 I: 文化芸術体育活動支援の現況分析」, 韓国青少年政策研究員
- 2) 教育科学技術部 (2009), 特殊学校教育課程の解説書
- 3) 教育科学技術部 (2011), 学校体育, 芸術教育の内実化方案
- 4) 教育科学技術部 (2012), 2012年特殊教育の教育課程
- 5) 国立特殊教育院 (2011), 2011年特殊教育の教育課程の理解と適用
- 6) 国立特殊教育院 (2012), 改正特殊教育の教育課程の現場学習セミナー
- 7) 国立特殊教育院 (2013), 特殊教育の共通教育課程及び選択教育課程の改善策研究
- 8) 文化観光部 (2005), 障害者文化芸術教育総合計画樹立のための基礎研究
- 9) 文化体育観光部 (2012), 文化芸術教育支援法
- 10) Gui-hee BANG, Eon-ji KIM (2012), 「韓日の障害者芸術の発展過程に関する考察」, 障害者福祉研究, 3(2), 49-77
- 11) ryeong BEAK (2005), 障害者文化芸術教育総合計画樹立のための基礎研究, 韓国文化芸術教育振興院。
- 12) Hye-kyeong OH (2005), 障害者の文化活動に関する研究, 韓国障害者福祉学, 1, 87-120
- 13) Yeo-kag YOUN (2003), 「文化, 芸術教育に対する再検討」教育原理研究, 8(1), 143-163
- 14) Pil-sang LEE (2010), 障害学生のための文化芸術教育の必要性に関する小鼓, 韓国聴覚・言語障害教育研究, 12(1), 125-147
- 15) 障害者文化振興会 (2012), 韓国障害者芸術政策研究
- 16) Hyun-jeong CHOI (2010), スウェーデンの障害者政策と文化福祉
- 17) 韓国障害者文化協会 (2010), スウェーデンの障害者文化芸術と国際交流セミナー資料集